

Title	陝西交子考
Sub Title	
Author	加藤, 繁(Kato, Shigeshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1936
Jtitle	史学 Vol.15, No.1 (1936. 5) ,p.75- 110
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19360500-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

陝西交子考

加藤 繁

一 緒 言

- 二 天聖四年四川にて交子を以て陝西糧草價格を支拂ふ
- 三 慶曆中に於ける陝西の交子使用
- 四 熙寧四年に於ける陝西の交子使用
- 五 熙寧七八年に於ける陝西の交子使用
- 六 哲宗以後に於ける陝西の交子使用
- 七 結 語

一 緒 言

交子は、宋の初期、益州の民間に起り、仁宗の天聖元年に至つて、官營に移され、紙幣として四川一帯の地に行はれたものであるが、やがて陝西(1)に於いても使用しようとして試みられ、幾多の波瀾を喚び起すことゝ爲つた。陝西に於ける交子使用の経過は交子制度發展上重要な幾場面であるに拘はらず、宋史

食貨志・文獻通考等の此れに關する紀事は極めて不完全で、到底此れに依つて其の原委を詳にすることは出来ない。私は續資治通鑑長編から關係紀事を蒐集し、之に參するに宋會要宋史食貨志等の記述を以てし、其の事實の全貌を髣髴せしめようと試みた。本論文は其の結果の報告である。

二 天聖四年四川にて交子を以て陝西糧草價格を支拂ふ

四川の交子を陝西に於いて使用したのは、仁宗慶曆以後のことであるが、是れより先、天聖年間、四川に於いて交子を以て陝西の糧草價格を支拂つたことがある。徐輯宋會要食貨三十六、天聖四年三月六日の條に曰く、

三司言「陝府西轉運司勘會「轄下秦州所入納糧草。取客穩便指射。赴永興鳳翔河中府。及西川嘉邛等州。請領錢數。準益州轉運司牒。近就益州置官交子務。書放交子行用。往諸處交易。其爲利濟。當司相度。轄下延渭環慶州鎮戎軍等五州軍。最處極邊。長闕糧草。入中客旅。上京請錢。難爲廻貨。兼權貨務支却官錢不少。欲乞許客旅於前項五州軍。依秦州例。入納糧草。於四川益州支給見錢或交子。取客穩便請領。候有入中。並計置到糧草。得及三年處。畫時住納。」又據益州路轉運司狀「相度若依陝西轉運司前項擘畫事理。於益州支給見錢或交子。別無妨碍。若益州闕錢。當司亦自於轄下有錢處州軍支般。或支交子。經久委得穩當。」又知渭州康繼英言「秦州每年入中到糧草。萬數不少。只

是招誘客旅。出給四川益州路交引。或令於嘉邛等州。取便請領鐵錢。雖虛實錢上。量有利息。且不耗京師見錢。及不煩本路支撥錢帛。川中客旅。將到羅帛錦綺。赴秦州貨賣。其秦州不惟增添商稅。更兼入中到糧草。今欲乞。於本州。如秦州例。若有入中客旅情願。要西川交引。亦令本州雕板支給。每一交引上比附秦州更給虛錢五七百文。已來取便。令於益州或嘉邛等州。請領鐵錢。所貴極邊。易爲招誘客旅。若川中客旅既來。則本州內外糧草。自然豐足。不廣費京師及本路錢物。又必然倍增商稅。省司今相度。渭州屯泊軍馬不少。支費糧草浩瀚。秦州頗同。今來唐繼英所謂。只許客旅於渭州一處入納糧草。如願要上京請領見錢。即便依天聖元年五月改法敕命。填鑿省降交引收附。給付客人。賚執上京。權貨務請領見錢。若或願於川界請領鐵錢。即依未改法已前入中糧草支還體例錢數。依秦州入中例。出給交抄。於四川益州或嘉邛等州。請領鐵錢及交子使用。如入納糧草。及得三年已上支遣。即便住納。仍委陝益州轉運司。相度經久事理申奏。』從之。是年秋。三司言。『益州路轉運司奏。秦州客人入納糧草。乞下秦州權住入中。省司欲乞依環慶等州例。限至二月終。權住入便秦州交抄。』從之。此の文に依つて、初め秦州⁴に於いて四川の客商から糧草を買上げ、之に交引（一に交抄といふ）即ち手形を與へ、益州⁵或は嘉州・邛州⁶に至つて、手形と引換へに糧草の代價たる鐵錢を受取らしめたが、天聖四年春に至り、陝西路轉運司益州路轉運司並に知渭州等の建言に本づき、秦州渭州に於いて糧草を入納した商人をして交引を携へて益州嘉州邛州に至つて鐵錢若しくは交子を受取らしめ、買上げたところの

糧草が三年分に達するを俟つて、其の買上げを中止すること、したことに、並に此の年の秋、秦州の糧草買上げは翌年二月を以て中止するに決したことなどが知られる。此れは、四川交子を陝西に於いて使用したのではないが、しかし四川に於いて陝西の糧草代價支拂の爲めに交子を用ひた最初の事例として注意すべきものである。陝西は西夏西羌と境を接し、特に西夏は太宗の太平興國以來、宋に叛して陝西北邊を騷がし、眞宗の景德以後は款を納れて入貢したけれども叛服常無く、動もすれば縁邊州軍を侵し、仁宗即位の後も同様であり、縁邊の防備は一日も弛めることが出来ず、従つて糧草の費も多かつたので、三司より其の一部を益州路に負擔せしめること、爲し、同路に於いては益嘉邛三州で鐵錢を以て之を支拂つたのであつた。かゝる共に交子が官營に歸したのであるから、之を利用して、鐵錢と共に糧草代價支拂の資に充てるやうに爲つたのは、當然の成行と謂ふべきである。

三 慶曆中に於ける陝西の交子使用

天聖四年を降ること約二十年、仁宗慶曆中に至つて四川交子を秦州に於いて使用した事實が傳へられて居る。續資治通鑑長編^{卷一六〇}慶曆七年正月己酉の條に曰く、

詔取益州交子三十萬。於秦州募人入中糧草。時議者謂。蜀商多至秦。方秦州乏軍儲。可使入中。以交子給之。

又、宋史卷一仁宗本紀三、同日の條にも、

詔取益州交子三十萬於秦州。募人入中糧草。

とある。此れに依つて慶曆七年の初、益州交子務の交子三十萬緡を秦州に送らしめ、秦州に於いて之を糧草代價の支拂に用ひたことが知られる。右續資治通鑑長編の文には「蜀商多至秦。」とあるが、此れは、前節に掲げた宋會要の文に「川中客旅。將到羅帛錦綺。赴秦州貨賣。」とあるのと相照應するもので、當時四川の商人にして絹織物などを齎して秦州地方に至つて之を賣却し、更に糧草を土民から買集めて官に賣込むものが多かつたのである。さればこそ、前に述べた如く、天聖年間にも、秦州渭州に糧草を入申した商人に對して、その代價を益嘉邛三州に於いて支拂ひ、今又秦州に於いて糧草代價を支拂ふに益州交子を以てすることゝしたのである。

さて慶曆七年秦州で用ひた交子は益州交子務に於いて發行したものであるけれども、四川に於いて使用する一般の交子の定額外に於いて別に發行せられたものであつた。而して此の交子に對しては秦州では兌換を行はず、益州交子務に於いて其の責に任することゝ爲つて居り、而も益州交子務には此の交子の爲めに本錢即ち兌換準備の設けが無かつたので、知益州文彥博は益州路管内の諸州軍から錢を集めて秦州交子の兌換に備へんことを奏請した。此等のことは、文路公集卷一乞諸州供錢撥充交子務の文に詳であるが、嘗つて之を引いて考證を試みたから、茲には引用を避ける。尙ほ宋朝事實卷五財用、四川交子

の條にいふ。

皇祐三年。二月三日。三司使田況奏。自天聖元年薛田壁畫。興置益州交子。至今累有臣僚講求利害。乞行廢罷。然以行用既久。卒難改更。兼自秦州兩次借却交子六十萬貫。並無見錢椿管。只是虛行刷印。發往秦州。入中糧草。今來散在民間。轉用艱阻。已是壞却元法。爲弊至深。轉運司雖收積餘錢撥還。更五七年。未得了當^{○中略}。乞今後更不許秦州借支。奉聖旨。依奏。

此の文中「秦州兩次借却交子六十萬貫」とあるに依つて、益州交子務は秦州の爲めに二回に交子六十萬貫を提供したことが知られる。六十萬貫は總計であつて、一回に三十萬貫づゝ提供したのであらう。從つて前に述べたところの、慶曆七年の初、益州交子三十萬貫を秦州に送つたといふのは其の中の一回で他に今一回三十萬貫の交子を送つたことがあつたと見なければならぬ。而して右の文中「更五七年。未得了當。」とあるに依れば、第一回の交子提供は、此の年、皇祐三年(1051 A.D.)より七年許前即ち慶曆五年(1045 A.D.)の頃であつたであらう。從つて慶曆七年(1047 A.D.)は第二回目としなければなるまい。要するに慶曆五七年の頃、益州交子務より、三十萬貫づゝ二回、交子を秦州に送つたのであつて、其の第二回目の交子が第一回目の其れの引換に充てられたのでなく、やはり官の支拂に使用せられたことは、宋朝事實の文に「並無見錢椿管」とあるに依つても窺はれる。而して「今來散在民間。轉用艱阻。」とあり「轉運司雖收積餘錢撥還。更五七年。未得了當。」とあり、又「今後更不許秦州借支云云。」とある

を觀れば、文彦博の、管内諸州軍の錢を集めて兌換に備へんといふ建議は一應採用せられたやうであるけれども、而も成績が擧がらず、見錢兌換の要求を十分充すことが出來ず、従つて秦州交子の市價下落を來し、遂に皇祐三年に至つて、今後秦州への交子提供を全然停止することが一應定められたのである。

慶曆中、益州交子務から秦州に交子を送つた始末は大略右の如くであるが、此れ亦西夏事件の影響に外ならぬ。西夏に於いては、是れより先、天聖六年、元昊が王位に即き、ついで年號を立て、百官を置き、回鶻及び西羌を伐つて瓜州沙州等十八州を取り、都を興州に定め、自ら皇帝と稱へ、國を大夏と號した。其の皇帝と稱へたのは宋の仁宗の寶元元年(1038 A.D.)であつた。而して景祐元年(1034 A.D.)及び寶元二年(1039 A.D.)にも陝西北部を侵したが、康定元年(1040 A.D.)正月、大舉して延州に入り、宋軍を破り、兵馬都監李士彬を執へて去つた。是れより相繼いで入寇し、慶曆元年二月には渭州に於いて兵馬副總管任福以下多くの將佐を斃した。二年閏九月には鎮戎軍に入つて兵馬總管葛懷敏を討取つた。此の如く西夏は頻に陝西北部を侵し、概ね勝を制したのであるが、しかし死傷も多く、財賦の缺乏を來し、國人も戰を厭ふに至つたので、元昊も遂に兵を收め、慶曆三年使を遣して和を請ひ、宋も之を聽し、西夏は臣と稱し、宋は西夏に對して年々銀絹茶二十五萬を賜ふことゝ爲つた。かくて西夏事件も一先づ終を告げたのであるが、之が爲め宋の朝廷は陝西守備の兵員を増加し、軍費も頗膨脹した。宋史兵志一、續資治通鑑長編卷一四〇慶曆三年四月己未の條に見える王堯臣の上奏、同卷一六一七年十二月の條に見える張方

平の上奏、文獻通考兵考四に見える程琳の上奏等を綜合して考へれば、西夏と事を構へてから増加された禁軍の数は約四十萬で、その大部分は陝西縁邊に配置され、陝西路一歳の經費は急に二千二百餘萬を増加し、而して其の大半は中央政府の補助を須つた。政府とても餘財に乏しいので、幾たびか内藏庫より銀絹緡錢の支撥を仰ぎ、財政上餘裕ある路分の財を調發し、江南の諸錢監をして鐵錢を鑄て陝西に送らしめ、鹽酒商稅の課額を増し、進納授官の例を廣うし、又陝西河東の一部に權鹽法を施行するなど、種々の方法を講じて僅に之を支持し得たのであつた。此く觀來れば、慶曆中、益州の交子數十萬が秦州に送られた理由は極めて明瞭である。

宋會要食貨二十四、熙寧七年正月二十四日の條に「永興秦鳳等路察訪李承之言。慶曆皇祐中。秦州以鹽鈔川交子。令民變賣。至今尙負錢萬餘緡。乞特蠲放以寬邊民。從之。」とある。此れに依れば、慶曆中、秦州に於いては、四川から提供された交子を糧草代價の支拂に充てた外、一般人民に買取らしめたのである。(鹽鈔のことは姑く除外する。)此れは商人の糧草入中額が豫期の數に達せず、交子が残り餘つたので、一般人民に割當て、強制的に買取らしめたものと思はれる。銀・鹽等を人民に割り當て、買取らしめることも行はれたから、交子の買取も必しも異しむに足らない。尙ほ右の文に「慶曆皇祐中」とあるから、皇祐年間にも、四川から秦州に交子を送り、それを人民に賣附けたことがあつたと見えるが、他の文獻には全く傳へられて居らぬ。

續資治通鑑長編卷一三七慶曆二年六月丙戌の條には「以度支判官刑部員外郎祕閣校理范宗傑。爲直史館陝西河東京西制置解鹽使兼管勾交子事」とあつて、范宗傑が制置解鹽使を以て管勾交子事を兼ねたことを載せて居るが、此の時交子の用ひられたことは、絶えて傳へられて居らぬ。恐らく誤謬であらうと思はれるが、尙ほ後考を俟つ。

四 熙寧四年に於ける陝西の交子使用

神宗の熙寧四年に至つて又陝西に交子を行つた。

西夏は慶曆三年和を請ひ臣と稱した後必しも恭順ならず、折々邊塞を攻め掠めたのであるが、熙寧三年八月から四年の初にかけて又大に環慶地方に寇し、ついで四年五月和を請ひ、西夏と宋との關係が略平穩に歸した。是れより先、慶曆八年以來、陝西縁邊の諸州軍に於いては、商人をして糧草を入中せしめることを罷めて見錢を入中せしめ、商人には鹽鈔を興へ、解州の鹽池に赴き、入中見錢の代償として鹽を受取らしめた。其の見錢はいふまでもなく糧草の買入に充用せられたのである。是れがいはゆる范祥の鹽鈔法で、此の法に依つて一時糧草入中に關する弊害を一掃することが出來た。然るに其の後鹽鈔が濫發され、熙寧初年には其の價格が頗下落し、見錢入中制度に破綻を來さんとしたので、永興軍に買鹽鈔場を設けて民間の鹽鈔を買い上げ、その市價を維持しようとして圖つた。買鹽場の設立が熙寧二年九月を

以て決せられ、十二月其の本錢を十萬貫とし、三年十月更に二十萬貫を増加したことは、宋會要、食貨二十四に、

九月〇熙寧二年七日。制置三司條例司言。據淮南發運使薛向狀。乞於永興軍置買賣〇衍鹽場。欲

差知永興軍涇陽縣大理寺丞候可。往陝西路。制置解鹽司。議經久利害。從之。十二月五日詔。令陝西制置解鹽司。自熙寧三年。各於糴買糧草錢外。那撥十萬貫於永興軍椿管。充買鈔本錢。

とあり、續資治通鑑長編卷二一九熙寧四年正月庚戌の原注に、

二年十二月五日。撥錢十萬貫。充買鈔本錢。三年十一月二十二日。增二十萬。

とあるに依つて知られる。而して買鹽鈔場の創設は熙寧三年西夏が大舉入寇する前であつたが、本錢二十萬を増加したのは其の後であつたのである。本錢を増加したのは、陝西の軍費を辦する爲めに商人の見錢入中を盛ならしめることが愈必要と爲り、従つて鹽鈔市價の釣上げが焦眉の急を訴へた爲めであらう。尙ほ增加本錢二十萬貫と四川との關係について、續資治通鑑長編卷二一七熙寧三年十一月己酉の條に、

詔陝西轉運司。以西川四路物帛內。變轉見錢二十萬緡。充制置解鹽司鈔場本錢。三司言。『元年成都府路。有剩錢七十四萬緡。絹十九萬疋。紬五萬匹。布十三萬疋。絲六萬兩。綿四十六萬兩。銀四千九百兩。』詔轉運使。選官與成都府轉運司剗刷年計外。見在錢市物帛并餘物。盡數發至陝西轉運司。變轉充西鹽鈔場本錢外。封椿以備邊費。先是王安石白上。移巴蜀物。就與陝西封椿。非獨省蜀人輸送。

且可以免自京師支撥之費。故有是詔。

と云つて居る。文中鈔場本錢及び西鹽鈔場本錢とあるのは買鈔場本錢の誤である。此れに依つて四川の餘財たる錢絹紳絲綿銀を陝西に送らしめて之を錢に變へ、その内二十萬緡を買鹽鈔場本錢としたことが知られる。さて此の如く熙寧二年の末から三年へかけて買鹽鈔場が經營せられたが、四年に至つて急に之を廢した。續資治通鑑長編^{卷二}熙寧四年正月庚戌の條に、

詔。陝西已行交子。其罷永興軍買鹽鈔場。

とあり、宋會要食貨二十四、同年正月二十四日(庚戌)の條にも同じ記載が見える。交子を行ふことを定めた日附は傳へられないが、恐らく正月庚戌の數日前で、之を決定すると殆同時に鹽鈔買上げを罷めること、爲し、永興軍買鹽鈔場を廢したのであらう。即ち鹽鈔買上の停止と交子の行用とは相表裏する事柄であつて、鹽鈔買上げの効果がはかしくないので之を罷め、交子に依つて財政上の缺陷を補はんとしたものであらう。交子行用が陝西轉運使沈起の建議に本づいたこと、並に交子が此の年四月癸亥の日を以つて早くも罷められたことは、次に引くところの續資治通鑑長編^{卷二}の文、並に宋史^{卷一}神宗本紀二、熙寧四年四月の條に、

癸亥。罷陝西交子法。

とあるに依つて知られる。

此の時の交子制度については、他に記述が無く、唯だ續資治通鑑長編卷三熙寧四年四月癸亥の條に依つて窺ひ得るだけである。其の文は次の如くである。

詔。罷陝西見行交子法。先是陝西軍興。轉運司患錢不足。沈起請。限以半歲。令民盡納銅鐵錢於官。而易以交子。候三五歲邊事既息。復還民錢。宣撫司奏行之。知邠州張靖數言其不便。會李評張景憲出使延州。因令訪利害。評等奏如靖言。景憲謂。交子之法。可行於蜀。不可行於陝西。將使細民流離失業。無以爲生。故罷之。

此れに依つて、沈起の建言に依つて、半歲を限つて陝西の民をして悉く其の有するところの銅錢鐵錢を官に納めしめ、之に代へ與ふるに交子を以てし、三五年の後、西夏との戦争も全く已み、邊境靜謐と爲るを俟つて、錢を民に還し、交子を引上げること、爲し、一應實行に着手したけれども、不便不都合が多かつたので、着手後四個月にして之を罷めたことが知られる。顧ふに此の制度は慶曆中交子を人民に賣付けたのを極端まで推廣げたものとも見え、又四川で人民が錢を納めて交子を受けるのに倣ひ、而も之を強制的且つ徹底的ならしめたものとも見える。恐らく兩方の事例を考へて立案したものであらう。而して交子と錢との交換は、勢力ある豪族富人よりも、先づ主として細民に對して強要せられ、細民が最も苦痛を訴へ、心ある官吏をして同情に堪へざらしめたやうである。右長編の文に「將細民流離失業。無以爲生。」とあるのは之を示すものに外ならぬ。要するに此の制度は到底實行し得べきものではなく、

着手後四個月にして廢止せられたのは當然と謂ふべきである。而して之を廢止すると同時に又永興軍に買鹽鈔場を置き、鹽鈔を買上げることゝした。其の事は續資治通鑑長編^{卷二}熙寧四年三月己亥、並に宋會要、食貨二十四、同日の條に依つて窺はれる。

右に述べた如く、宋史神宗本紀及び續資治通鑑長編^{卷二}には、交子の廢止を熙寧四年四月癸亥に係けて居るが、續資治通鑑長編^{卷二}及び宋會要食貨二十四には同年三月己亥（十四日）のこと、して居る。尙ほ長編^{卷二}交子廢止の條には「此據王珪會要修入」と云ひ、會要に依つたことを示して居る。宋史神宗本紀は宋の四朝國史の神宗本紀に本づいたものであるべく、長編^{卷二}の交子廢止の記事も同様であらう。要するに、熙寧四年に於ける交子廢止の日期として傳へられたところが國史の本紀と會要とで相異なり、而して長編は雙方とも取入れ、之を整理するに及ばなかつたものであらう。長編^{卷二}の記事は、その委曲を盡した點より觀て、國史本紀の外、他の相當根據ある資料をも使用したやうであること、並に長編^{卷二}熙寧四年三月戊子、資政殿召對の條に、「^上彦博又言。行交子便。上曰行交子非得已。若素有法制。財用既足。則不須此。今未能然。是以急難不能無。有不得已之事云云。」と云ひ、文彦博が陝西交子の不便を述べたに拘はらず、神宗皇帝は猶ほ已むを得ずとして交子を支持せられたことを傳へて居るので、是れより後十一日目の三月己亥の日に交子の廢せられるのは唐突に失するやうであることなどに依つて考へれば、交子

の廢止は三月己亥ではなく、四月癸亥であつたとした方が妥當であらう。或は四日癸亥が己亥と誤られ、己亥の日は四月に無くして三月にあるところから、三月己亥交子廢止の説が生じたのかも知れない。

尙ほ買鹽鈔場復活のことは、専ら長編^{卷二}並に宋會要食貨二十四の熙寧四年三月己亥の條に見えて居る。交子廢止を己亥に係けたのは誤りであるけれども、交子廢止のこと其れ自らは誤りではない。同様に、買鹽鈔場の復活も三月己亥ではないけれども、其の復活は事實で、四月癸酉交子廢止と同時にに行はれたものと解すべきであらう。

熙寧四年の初、陝西に行はうとせられた交子は何處で印造せられたものであらうか。此れについて明瞭な記述は傳はつて居ない。しかしながら熙寧三年、四川から錢銀絹綿百數十萬緡兩疋が陝西に送られ、その中錢二十萬緡が交子行用と同時に罷められたところの買鹽鈔場の本錢に充てられたこと、即ち當時四川の財を以て大に陝西を援助せしめつゝ、あつたことに依つて察すれば、此の交子も四川から供給されたものではあるまいか。尙ほ此れについて参考すべきは九朝編年備要^{卷一}熙寧四年七月、「以王韶爲秦鳳沿邊安撫議開熙河」の條に、

上王安石進用。韶上平戎策。謂國家欲平西夏。當復河湟。^中安石以爲奇謀。乃以韶爲秦鳳路經略司。機宜。始開熙河之役。韶尋上言。渭源城下至秦州。沿河五六百里。良田不耕者萬頃。每頃約用錢三

萬。歲收不下三百石。以一百石爲人牛糧種外。尙存二百石也。秦鳳一路。接連西蕃。西蕃貨物。歲百千萬。盡爲商賈之利。欲于本路置市易司。借官錢爲本。卽一歲之入。亦不下一二十萬緡。乃以韶爲安撫司勾當公事。仍詔秦鳳路經略司。借封樁錢三萬付韶。募人耕種。及以本司見管西川交子轉易貨物。赴沿邊置場。與西蕃市馬。至是除安撫使兼管田市易。韶言。措置洮河事。只用回易息錢。未嘗輒費官本。文彥博曰。工師造屋。初必小計。冀人易于動功。及旣興作。知不可已。乃方增多。上曰。屋壞豈可不修。安石曰。主者善計。自有付度。豈至爲工師所欺。

とあることである。此の記事は前後數年に亙つた事實を述べたものである。卽ち王韶が秦鳳路經略司機宜と爲つたのは熙寧元年であつて、それは宋史^{卷三八}王韶傳に依つて知られる。「韶尋上言。渭源城下至秦州。沿河五六百里」より「乃以韶爲安撫司勾當公事」に至るまでは、熙寧三四年間の事のやうである。その中、王韶が渭源城より秦州に至る沿河の地を開墾し、且つ市易司を置かんことを請うたといふのは大體、宋史王韶傳に、

韶又言。渭源至秦州。良田不耕者萬頃。願置市易司。頗籠商賈之利。取其贏以治田。帝從其言。改著作佐郎。仍命韶提舉。

とあるのに當るものである。其の年月は、今の長編に治平四年四月より熙寧三年三月までの紀事を缺いで居る爲め、十分明にしがたいけれども、同書^{卷二}熙寧三年六月丙寅の條「及韶改提舉蕃部兼管田市易」

の下の原注に「二月十一日」とあつて、王韶が提舉營田市易と爲つたのを熙寧三年二月十一日のこととして居るから、右の建議並に其の採擇もそれより前數個月間のこと、見てよからう。續資治通鑑長編卷二一〇熙寧三年四月戊寅の條には王韶が同提舉蕃部兼營田市易とせられたことが見えるが、同卷二六熙寧四年八月辛酉の條には、

著作佐郎同提舉秦州西路蕃部及市易王韶。爲太子中允。祕閣校理。兼管勾秦鳳路緣邊安撫司兼營田市易。云云。

とあつて、同提舉から更に管勾秦鳳路緣邊安撫司兼營田市易に進んだことを載せて居る。上に掲げた九朝編年備要卷一九に「乃以王韶爲安撫司管公事」とあるのは此の管勾秦鳳路緣邊安撫司兼營田市易と爲つたことを謂ふのであつて、前に提舉蕃部及び同提舉蕃部と爲つたことは備要には省略せられて居るのである。而して王韶が秦鳳路緣邊安撫に補せられたのは、長編に見える如く、熙寧四年八月のことである。備要には誤まつて七月に係けたのであらう。又長編には右の文の下に、

上自古渭寨接青唐武勝軍。應招納蕃部市易。募人營田等事。竝令韶主之。調發軍馬。及計置糧草。卽令秦鳳經略司應副。韶以董戩摩正多與僧親善。而僧結幹恰爾。主部帳甚衆。故請與智緣俱至邊。初韶言措置洮河事。止用回易息錢。給招降羌人。未嘗輒費官本。文彥博曰。工師造屋。初必小計。冀人易於動功。及既興作。知不可已。乃方增多。上曰屋壞豈可不修。王安石曰。主者善計。則自有付

度。豈止爲工師所欺。

とあるが、此れは備要の文に、「仍詔秦鳳路經略司。借封樁錢三萬付詔。募人耕種。及以本司見管西川交子轉易貨物。赴沿邊置場。與西蕃市馬。至是除安撫使兼營田市易。詔言。措置洮河事。只用回易息錢。未嘗費官本。文彥博曰。工師造屋。初必小計。冀人易於于動功。及既興作。知不可已。乃方增多。上曰然。○屋壞。豈可不修。安石曰主者善計。自有恃度。豈至爲工師所欺」とあるのと同じ事實を敘したものであることは明である。従つて備要に「詔秦鳳路經略司。借封樁錢三萬付詔。募人耕種。及以本司見管西川交子轉易貨物。赴邊置場。與西蕃市馬。」といふのは、長編に「自古渭寨接青唐武勝軍。應招納蕃部市易。募人營田等事。竝令詔主之。調發軍馬。及計置糧草。卽令秦鳳路經略司應副。」とあるに當るもので、此れも前の場合と同じく四年八月に定められたことと見なければならぬ。尙ほ右備要の文には、初に「爲安撫司勾當公事」と云ひ、後又「至是除安撫使兼市易」と云つて居るが、此れは秦鳳路緣邊安撫使兼營田市易と爲つたことを誤つて二様に傳へたものである。

九朝編年備要の熙寧四年七月の記事が前後數年に互る事實を包含して居ることは前に述べた如くであるけれども、右の考證に依つて、其の中、秦鳳路經略安撫使をして其の保管しつゝある西川交子卽ち成都交子務に於いて印造せられたところの交子を王詔に交付せしめ、王詔をして之を貨物に買ひ易へ、場を置いて西蕃の馬と貿易せしめることとしたといふのが、熙寧四年八月であることが明にせられ、此の

時いはゆる西川交子が秦鳳路經略安撫使の許に相當多く保管せられつゝあつたことが、同時に窺ひ知られるのである。此の交子がいつ秦州なる秦鳳路經略安撫使の許に持ち來されたかは述べられて居ないが、四年八月以前であることはいふまでも無く、恐らく此の年の初、陝西に交子を行つた際のことであらう。

其の交子は陝西各路の主要都市に運ばれ、人民の錢と引換ふべき豫定であつたけれども、其れが中止された爲め、かなり多くの殘額が其のまゝ保存せられ、秦州にも相當の分量が堆積されつゝあつたであらう。而して王韶の建言に依つて秦鳳路緣邊に市易司を設けることゝ爲つたので、秦鳳路の封樁錢の外右交子をも其の費用に充當することゝ爲つたのであらう。邵伯温の河南邵氏聞見錄卷一には、

熙寧間。上書者言。秦州閒田萬餘頃。賦民耕之。可得穀三萬石。因籍所賦。爲弓箭手。並邊有積年滯鈔不用。用之以遷蜀貨而鬻於邊州。官於古渭砦置市易務。因之可以開河湟復故土。云云。

とあるが、此れも王韶の緣邊經營を述べたもので、「並邊有積年滯鈔不用」といふところの滯鈔は經略司保管の交子を指すのであつて、積年といふのは遽に首肯することが出來ないけれども、此の年四月以來使用不能と爲つて經略司軍資庫の奥深く藏せられて居たものに相違あるまい。而して此の交子を以て四川商人の齎し來れる羅帛錦綺の類を買上げて西蕃との貿易に用ひたのであらう。以上述べ來つたところが誤りでないとすれば、熙寧四年の春、陝西に行はれた交子は四川の成都交子務に於いて印造せられ、陝西に送り越されたものであつたことに爲るのである。熙寧四年の初には人民の錢を悉く交子に引換へ

しめ、邊事の息んだ後、又交子と錢とを交換しようとしたのであるから、その交子は成都交子務に於いて印造されたとは云へ、四川當局はその兌換其他について何の責任も無く、それは全然陝西の責任に於いて發行せられたものと謂ふべきであらう。しかし此の年八月秦州に於いて交子を用ひた際には、その交子は貨物代價の支拂に充てられ、而も之を受取つたものは主として四川商人であつたやうであるから、恐らく慶暦年間の交子の如く、或る條件の下に四川に於いて兌換を行つたのであらうが、その委曲を窺ふことは出来ない。尙ほ熙寧四年四川から陝西に送られた交子は總べて四川交子の定額以外であつたことは慶暦中陝西に送られた交子と同様であつたであらう。

宋會要、食貨三十七、熙寧五年三月二十六日の條に「詔曰。天下商旅物貨至京。爲兼并之所困。

往往折閱失業。○中宜出於內藏庫錢帛。選官於京師置市易務。○中先是同管勾秦鳳路經略機宜文字

王韶言。沿邊州郡惟秦鳳一路。與西蕃諸路連接。○中欲於本路置市易司。借官錢爲本。稍籠商賈

之利。○中由是用韶議。令將本司見管西川交子。差往彼轉易。赴沿邊置場。云云」とあつて、熙寧

五年の條に、秦鳳路經略司見管の西川交子を用ひて市易場を開かしめることを載せて居るが、是れ又溯つて前年の事を敘したに過ぎないことは、改めていふまでもない。宋史食貨志下八、市易、熙寧三年の條には王韶が緣邊市易の説を倡へ、秦鳳路經略司に詔して川交子を以て物貨に易へて給せしめたことを載せて居るが、此れも不精密な敘述であつて、修正を要することははいふまでもな

五 熙寧七八年に於ける陝西の交子使用

熙寧七年に至つて又々陝西に交子を行ふことゝした。此れについて續資治通鑑長編卷二 同年六月壬辰の條には、

中書言陝西緣邊。熙寧六年入納錢五百二十三萬餘緡。給鹽鈔九十萬二千七百一十六席。而民間實用四十二萬八千六百一席。餘皆虛鈔。雖有條約須納錢方給鈔。以錢市糧草。緣官中闕錢。監糴之官。務辦年計。不免止以鈔折兌糧草。雖有臣僚上言。乞復行交子。多云每年出錢可百萬緡。此不知行交子之意。今若於陝西用交子。止當據官所有見錢之數印造。假如於邊上入中萬緡。卻願於某州軍納換。即須某州軍納換處。有錢萬緡。晝時應副支給。如此則交子與錢。行用無異。即可揀緩急。及免多出鹽鈔。虛擡邊糴之弊。詔永興路皮公弼秦鳳路熊本。並兼提舉推行本路交子。仍以知邠州朱○宋迪○誤。提舉永興秦鳳兩路推行交子。

と云ひ、宋史食貨志下三、鹽上、同年の部にも、

中書議。陝西鹽鈔出多虛鈔。而鹽益輕。以鈔折兌糧草。有虛擡逼糴之患。請用交子法。使其數與見錢相當。可濟緩急。詔以皮公弼熊本朱迪分領其事。趙瞻制置。

と云つて居る。文獻通考^{卷一} 征權考三にも右宋史食貨志の文と略同様の記述が見えて居る。此等に依つて、熙寧七年の交子發行が鹽鈔價格の下落に本づいたことが窺はれる。即ち熙寧四年の交子制度が罷められて後、再び鹽鈔法に依頼することゝ爲つたけれども、見錢の入中が多からず、従つて以前の如く芻粟を入中せしめて鹽鈔を給することが行はれ、商人が芻粟の價をせり上げるといふ宿弊も再び起り、同時に鹽鈔並に鹽の價格の下落を來し、民間に於いて實際食用する鹽の二倍以上に當るところの鹽鈔が發行せられるに至つたので、此の行きづまつた局面を打開して陝西の財政を救はんが爲め、交子行用の議が唱へられたのである。而して主唱者は、毎年交子百萬緡を發行して經費を助け、且つ鹽鈔の濫出を停めようと考へたのであるが、中書省では、此れを以つて交子の性質を解せざる無謀の説と爲し、先づ本錢を調達して此れと同額の交子を造り、而して范祥の法の如く、商人をして緣邊州軍に見錢を納めしめ、之に對して交子を與へ、商人の其の望むところの陝西内地の州軍に於いて交子を見錢に引換へるを聽すべきことを主張し、朝廷も之に従つて、永興軍路轉運使皮公弼・秦鳳路安撫使熊本・知邠州宋迪等をして此の趣旨に依つて交子制度の創設に當らしめることゝしたのである。されば此の時計畫せられた交子は一種の約束手形であつて、其の目的は主として見錢を緣邊州軍に運搬する費用を省かんとするに過ぎず、首唱者の考へたところとは大いに相違したやうである。續資治通鑑長編^{卷三} 元豐七年三月癸丑の條、范純粹の上奏中には、

如自陝府般錢一萬貫至秦州。計用脚錢二千六百九十餘貫。

と見えるから、假りに陝府から秦州まで五十萬貫の鐵錢を運ぶとすれば、その運送費は十三萬四千五百餘貫に及んだのであつて、従つて永興軍あたりから秦州へ同數の鐵錢を運ぶにも八九萬緡を要したのであらう。されば運搬費の節約だけでも必しも輕視すべきものではなかつたのである。見錢を入納して交子を受取る商人の爲めには、恐らく其の見錢に對して割引が行はれたので、商人は其の割引に依つて利益を收めたこと、察せられる。割引の率は詳でないが、交子使用に依つて節約される見錢運搬費と其の見錢との比率以下であつたことは疑を納れない。

更に長編を觀ると、熙寧七年九月癸丑(卷二 五六)知邠州宋迪を制置永興秦鳳路交子と爲し、主として其の事を掌らしめること、したること、同乙卯(同 上)故あつて宋迪の官を免じ、丙辰(同 上)知同州趙贍を以て管勾陝西制置交子と爲し、宋迪に代はつて交子制度實行の中核たらしめたこと、熙寧八年正月丁酉(卷二 五九)權永興路轉運使皮公弼の議に従つて折二鐵錢百萬緡を交子本錢とすべきことを定めたこと、二月辛卯(卷二 六〇)趙贍の言を用ひ、永興軍路轉運使謝景温、秦鳳路轉運判官劉定を、各、兼制置交子事としたことが見えて居る。此れに依つて交子の制度が愈實施せられつゝ、あつたことが窺はれるが、しかし、同書九月丁酉の條(卷二 六八)には、王安石に鹽鈔を添へて交子を罷めんとする意のあつたことが見え、十月丁酉の條(卷二 六九)には檢正中書五房公事張諤に詔して鹽鈔と交子との利害を比較根究せしめることが見え、十一月辛未の

條(卷二七〇)には陝西封樁本錢確的若干有りやを契勘具奏せしめる詔が見えて居るから、此の頃には政府に於いて其の存廢が考慮されて居たことも認めねばならぬ。更に同書(卷二七〇)十一月甲戌の條を觀ると、永興軍秦鳳二路轉運使が糧草糶買の爲、錢三十萬緡を借用せんことを請うたのに對し、詔して交子本錢十萬緡を給したことを述べ、其の次に左の如く記して居る。

上批。永興秦鳳等路緣邊。出交子糶買糧草。有折錢多處。交子毋得出多。時交子出多而錢不足給。致價賤虧官故也。

此れに依つて、交子が最初の計畫に違つて本錢以上に多く發行せられ、見錢引換の滯滞を來したこと、交子に高率の割引を施して糧草糶買に使用したことなどが窺はれる。而して、此の時、交子本錢を糧草糶買に轉用せしめたことに依れば、交子廢止の方針は殆決定して居たものと思はれるが、翌熙寧九年正月甲申(二十七日)遂に其の廢止を宣する詔が降つた。長編卷二七二同日の條に曰く、

又詔。陝西交子法更不行。官吏並罷。已支交子。委買鹽此の下に鈔字を脱す官納換。先是措置熙河財利孫迺言。

緣邊交子價錢賤商人自永興軍載錢赴秦州。以來買敗。多贏官錢。又永興軍秦州。相去不遠。商人

貪販交子。少不肯買鈔。故錢價更減。今秦州腳戶載錢。及百姓買賣交鈔。文子輕重。官

支交子。比般錢每千折錢二分以上。比未行交子以前。鹽鈔每席減價一千以上、若出交子不已。則官

折錢無窮。而朝廷初立法意。本以運錢費多。及向來錢賤。故用交子行錢。兼助鈔法。今此比運

錢。既有折耗。又深害鈔價。祇作以資兼并商販之人、況熙河路將來年計未辨。固宜惜見錢。故有是詔。此の記述に依つて廢止の事情を更に詳にすることが出来る。即ち過多の交子を發行した爲め、其の市價が下落し、従つて入納見錢割引の率が高く爲り、錢を運搬使用するに比して二割合以上の損失を來したること、交子の引換は主として秦州で行はれ、従つて交子は秦州に集まつたので、大資本ある商人は、秦州に赴き、交子を安く買占めて巨利を博したること、交子行はれてより鹽鈔の下付を受けるものが少く爲り、鹽鈔の市價も低落した事などが知られるのである。要するに交子廢止の理由は、過多の交子が發行され、その市價が下落し、同時に鹽鈔の下落をも來し、交子と鹽鈔と共倒れと爲らんとする形勢を生じたことであつたらう。

次に、民間に存するところの交子の處置について一言して置かう。上に掲げた熙寧九年正月甲申の詔に「已支交子。委買鹽鈔官納換」とあるが、茲に納換といふのは、見錢と引換へることである。即ち詔して已發の交子は見錢に引換へて悉く回收すべきことを命じたのである。尙ほ宋會要、食貨三十九、熙寧九年三月十七日の條にも、

詔三司。將陝西交子本務○錢除約度留支還交子錢外。將已支買鈔錢五萬貫。均賜永興秦鳳路轉運司。

糴買糧草。仍具已分定錢數以聞。

とあつて、かねて設けられて居た交子本錢を交子引換に用ふべきことが見える。同書同書熙寧九年五月十

八日の條には、

中書門下言。○中略又言。陝西諸州軍未般交子本錢二十六萬二千餘貫。乞就近就處。分擘與永興秦鳳兩路轉運司應付。收糴軍糧。仍今日以後鑄到新錢。逐旋支充納換交子錢等。從之。

とあつて、交子引換の爲めに諸州縣に搬運すべくして未だ搬運しなかつた交子本錢を兩路轉運使に交付して軍糧買入の資に充てしめ、交子引換の爲めには今日以後鑄造する新鐵錢を充當すべきことが見えて居る。蓋し交子廢止の結果頓に見錢の入用が増したので、交子引換に用ふべき本錢をも差迫る糧草買入の費用に振換へしめたのであらう。見錢引換は恐らく十分に行はれずして終つたこと、察せられる。

此の度の交子制度施行中、準備されたところの本錢はどれ位であつたらうか。續資治通鑑長編卷二熙寧七年九月辛酉の條に、

詔永興軍路。支折二錢二十萬緡。付秦鳳等路轉運司。市糧草。及推行交子本錢。既而交子無實錢。法不可行。遂罷。

とあつて、折二錢二十萬緡を糧草買入並に交子本錢の増加に充てしめることが見えて居る。折二錢は恐らく折二鐵錢であらう(陝西では、仁宗の末年から折二鐵錢を鑄造した)。此の頃の交子本錢全額は詳でないが、あまり多額ではなかつたやうに察せられる。同書卷二熙寧八年正月丁巳の條には、前にも一言した如く、

權永興軍等路轉運使皮公弼言。交子之法。以方寸之紙。飛錢致遠。然不積錢爲本。亦不能以空文行。今商號鄜耀紅崖清遠錢冶。所收極廣。苟卽治更鑄折二錢。歲除工費外。可得百萬緡爲交子本。并上可行十二事。上批。可如所乞。委公弼總制營辨。

とあつて、商州虢州等の鐵錢監に於いて折二鐵錢息錢百萬緡を鑄て交子の本錢とするの議が允准されたことを傳へて居る。抑も陝西には仁宗末年以來惡質の鐵錢が年と共に増加したので、熙寧七年九月に至つて之を整理すること、爲り、四種の惡錢を引上げ、主として折二鐵錢に改鑄しようと企てたが、惡錢が豫想以上に夥しいので到底改鑄するに堪えず、九年の末に至つて遂に之を中止してしまつた。交子施行は此の鐵錢整理と略同時に行はれたことであつて、當事者は屢此の二者を結びつけて考慮した。右皮公弼の上言に見える商州虢州鄜州等の錢監も惡錢の改鑄かたゞ増設されたもので、皮公弼は惡錢並に此の地方より産するところの鐵を以て折二錢息錢百萬緡を鑄造しようと企てたものに外ならないのである。若し此れが行はれたならば、交子首唱者の最初に上言し、而して中書の反對したところが、此に至つて端なくも實現せられることに爲つたであらう。しかしながら此の計畫と密接の關係ある鐵錢の整理が挫折し了つたから、折二錢百萬緡を鑄て交子本錢とすることも勿論出來なかつた筈で、それは、少しく後のことであるが、長編卷三 四四元豐二年三月癸丑、范純粹の上奏に、

本路見有新舊銅鐵錢九監。鑄折二大錢。約一百萬貫。云云。

とあり、當時陝西一歳の銅鐵折二錢の鑄錢總額が一百萬貫に過ぎなかつたことを示して居るに依つても確かめられる。要するに交子本錢は數十萬程度で百萬よりは遙に少かつたであらう。

續資治通鑑長編卷二五八熙寧七年十二月の終に、

祕書丞提舉成都府利州路買茶公事蒲宗閔奏。伏見成都府轉運司。每年應副熙河路交子十萬貫。客人於熙河入納錢四百五十。或五百。支得交子一紙。卻將回川中交子務。請鐵錢一貫文足見錢。今來川中創置茶場。乞回本錢買銀及交子鹽鈔等。卻充茶本。云云。

とあつて、此の頃熙河路(6)に對し、成都府路轉運司から毎年交子十萬貫を提供し、熙河路に於いては、客商をして錢を入納せしめ、その代償として交子を與へたこと、錢の入納に際しては多大の割引が行はれ見錢四百五十文又は五百文に對して一貫文の交子が與へられ、客商は之を成都交子務に齎して一貫文の足錢を受取つたことを傳へて居る。毎年云云とあるに依れば此れは熙寧七年よりも少くとも數年前から繼續した事で、恐らく熙寧五年熙河路創設後間も無く起つたことであつたらう。されば、四川から熙河路への交子供給は、熙寧七年陝西の一般交子制度の設立せられる以前から存した事で、従つて其の規制も一般交子とは全然相違したやうである。即ち一般交子もその印刷は四川で行はれたかも知れないけれども、全然陝西路の責任に依つて發行せられ、本錢も陝西に設けられたのに引換へ、熙河の交子は、四川交子の額外であつたらうけれども、それに就いての責任は専ら四川當局に於いて負擔したやうである。

此の交子使用の際、入納見錢に對して多大の割引が行はれたのは、熙河路創設の際商人の錢入納に俟つこと多く、従つて商人を招き誘ふ爲めかゝる處置を必要とするに至つたのであらう。一般交子の制度が熙河路にも行はれたことは、上掲、長編^{卷二}熙寧九年正月、交子廢止の條に、制置熙河財用孫迴が一般交子の弊害を縷述して居るのを觀ても察せられる。熙河への四川交子提供が熙寧七八年一般交子制度施行の際中止されたか將た其れと並び行はれたかは詳でないが、たとひ中止されたとしても、間も無く復活されたので、此れは長編^{卷二}元豐三年九月壬戌の條に、

經制熙河路邊防財用司奏。乞以年額川交子一十萬貫。并支赴本司移用。更不兌賣與茶場司。云云。
とあり、年額川交子云々の語の存するに依つて窺はれる。

熙寧年間の陝西は頗多事であつた。西夏との關係は熙寧四年以後大體平穩に爲つたけれども、翌五年王韶が命を請うて西蕃を伐ち、河湟の地に熙河路を置き、爾來その經營を進めたので、西夏防備の外、熙河經略の費用を要することゝ爲り、陝西の財政は一層緊迫を告げた。陝西一般の交子舉行も熙河路への四川交子供給も俱にかゝる事情の下に起り來つたもので、以前の場合と同じく、陝西財政補救の手段に外ならなかつたのである。

六 哲宗以後に於ける陝西の交子使用

哲宗以後に於ける陝西の交子使用の事實は、資料が缺乏して居るので、詳に知ることとは出来ない。次に其の大略を掲げて置かう。山堂考索後集卷六二楮幣類二に、

哲宗紹聖二年。上問曾布。欲行交子法如何。近曾令余景相度。以爲可行。布曰此法不可行。不惟與川交子相亂。兼交子須有見錢相當。乃可行。熙寧四年。韓絳作相。兩欲施行。皆議論不成而罷。余

景輕易小人。何可與議。長(10)編

とある。哲宗皇帝の言葉には交子の施行地が明言されて居ないけれども、曾布の對に「不惟與川交子相亂」と云ひ、又「熙寧四年。韓絳作相。兩欲施行」とあつて暗に陝西交子のことを述べて居るのを觀れば、恐らく陝西に交子を行ふの可否を問はれたものであらう。哲宗朝では、元祐六年(1091 A.D.)から元符二年(1099 A.D.)まで西夏と事を構へたけれども、右の文に依れば、紹聖二年(1095 A.D.)の頃までは交子を以て陝西の財政を助けるには至らなかつたやうである。但し宋史食貨志下三會子の部の四川交子のことを述べたところには、

紹聖以後界率増造。以給陝西沿邊糴買及募兵之用。少者數十萬緡。多者或至數百萬緡。而成都之用。又請印造。故每歲書放。亦無定數。

とあるから、紹聖二年以後間も無く四川交子を陝西に送り、糴買募兵等の用に充てたことを認めねばならぬ。而して右の文に依れば陝西に供給すべき交子と四川に用ふべきそれとが混同され、爲めに三年に

一回發行し、その發行高を一定するの制度も廢れたやうに受取られる。尙ほ文獻通考九卷錢幣考二には、

紹聖元年。成都路漕司言。商人以交子通行於陝西。而本路乏用。請更印製。云云。

とあつて、當時四川の商人にして私に交子を陝西に齎して使用するものも相當にあつたことを傳へてゐる。

九朝編年備要卷二崇寧元年九月の條には、

蔡京言。茶馬司將川交子通入陝西。民已取信。今欲造三百萬貫。令陝西與見錢鹽鈔兼行。仍撥成都常平司錢一百萬貫充本。從之。

とあつて、從來茶馬司(12)に依つて四川交子が陝西に用ひられて居たこと、此の年交子三百萬貫を造つて陝西に行ひ、成都常平司の錢一百萬貫をその本としたことを載せて居る。此の三百萬貫の交子は成都に於いて印造せられ、その兌換も成都で行はれたものと認められる。此く多數の交子を陝西に行ふこと、したのほ、恐らく、蔡京が、熙河の西、いはゆる湟廓の地を經略せんとする準備であつたのであらう。崇寧二三年の交に至つて、或は西羌を招撫し或は之を討伐して湟州鄯州廓州等の地を取り、又西夏とも兵を交へたが、宋史食貨志下三會子の部に、

大觀元年。詔改四川交子務爲錢引務。自用兵取湟廓西寧。籍其法以助邊費。較天聖一界逾二十倍。

價愈損。及更界年。新交子一。當舊交子四。云云。

とあるに依れば、潼廓經略の爲めに、前記三百萬の外、成都交子務から巨額の交子を提供したものと思はれる。尙ほ此の文は當時陝西交子と四川交子との區別が全く没却されて居たことを明に示して居る。顧ふに紹聖以後大體左様であつたのであらう。

徽宗時代は交子制度に一大變革の行はれた時であつた。四川交子と陝西交子との關係に上述の如き變化を來したのみならず、從來四川の外、時々陝西並に河東(15)に使用されたゞけであつた交子は、熙寧三年京西北路に行はれ、四年四月淮南路に行はれ、六月には福建・兩浙・湖廣並に東京開封府を除いて廣く諸路に通行せられ、同時にその名を錢引と改められたが、翌五年に至つて忽ち廢止せられ、四川にのみ舊に仍つて之を行ふことゝ爲つた。而して四川では、崇寧の末まで交子の名を用ひて居たが、大觀元年、上に掲げた食貨志の文に見える如く錢引と改稱したのである。此等のことは本題以外であるから、茲には詳述を避ける。

七 結 語

以上諸章に述べたところの大意を要約すれば、略次の如くである。

(一) 仁宗天聖四年、秦州渭州に糧草を入納したところの商人をして益州又は嘉州邛州に赴いて見錢若しくは交子を受取らしめたこと。

(二) 慶曆五七年の頃、益州交子三十萬緡づ、二回に秦州に送り、糧草代價の支拂ひに用ひしめたこと、此の交子は益州交子の定額外に於いて發行せられ、而して四川一般の交子の如く本錢が設けられて居なかつたこと。

(三) 神宗熙寧四年正月、陝西諸路の民に命じ、半歳を限つて其有する錢を官に差出さしめ、換へ與ふるに交子を以てし、交子を専ら貨幣として使用せしめ、三五年の後西夏との關係が全く平穩に復するを俟つて錢を還し交子を引上げようと圖つたけれども、實行困難の爲め、四月に至つて之を罷めたこと、此の交子も成都に於いて印造して陝西に送られたもの、やうであるが、しかしその性質から見て、陝西に於いて獨立的に發行されたものと解せられること。

(四) 熙寧七年秋より八年に亙り、陝西縁邊に於いて商人をして見錢を入納せしめて交子を與へ、その望むところの内地州縣に赴いて見錢の支給を受けることを聽したること、此の交子は本と専ら官錢運搬の費を省かんとするもので、本錢の額だけ發行すべき定めであつたが、實際には本錢以上に多く發行され、且つ糧草代價の支拂にも用ひられた爲め、市價が大に減落し、従つて入納見錢の割引が高率と爲り、官の損失が甚しく爲り、九年の初、遂に廢止せられたこと、此の交子も四川で印刷せられたかも知れないけれども、陝西官憲の責任を以つて發行せられ、陝西に本錢數十萬が置かれたこと、

熙河路に對しては、熙寧初年以來四川より年々交子十萬貫が提供され、熙河に於いては商人をして見錢を入中せしめて右交子を支拂ひ、成都に齎して兌換を受けしめたこと、此の制度は熙寧七八年陝西一般に交子を行つた時中止されたかどうか詳でないが、中止されたとしても頓て復舊されたと見るべき徴證のあること。

(五) 哲宗紹聖以後、四川から陝西に數十萬緡若しくは數百萬緡の交子が供給され、徽宗の崇寧元年以後にも多額の交子が供給されたこと、紹聖より後は陝西に送るべき交子と四川一般に用ふべき其れとの區別が無く爲り、四川交子制度の頽廢を誘致したこと。

(六) 以上の事例、即ち天聖四年四川に於いて陝西糧草代價の支拂に交子を用ひ、並に慶曆以來少くとも六七回に亙つて陝西に交子を行つたことは、いづれも西夏に對する防備若しくは熙河經營の費用を助ける爲めであつたこと。

(七) 陝西の財政を支持する爲めに利用せられた數々の内に鹽鈔と鐵錢とがあるが、交子は此の二つのものと淺からぬ關係を持つて居たので、熙寧四年及び七年の交子施行には、范祥以來の鹽鈔法が廢類し、此れに依つて十分の收入を得がたいので、其の缺陷を交子に依つて補填せんとする意圖が含まれ、又七年の場合には、鐵錢を増鑄して交子の本錢としたこと。

要するに陝西に交子を行つたのは財政上の見地に出たのであつて、決して民間經濟界の要望に因る

ものではなく、四川に於ける交子の發生發達とは大に事情を異にしたのである。又上にも述べた如く、陝西には鹽鈔即ち鹽手形が行はれた。鹽鈔は貨幣として日常の取引に用ひられたのではないけれども、一種の有價證券として商人間に賣買され、或種の貨幣的用途には充用された。此の鹽鈔も四川に無くして陝西にのみ存したものである。陝西は重兵を駐する關係から官府の物資買入が盛であり、又西夏西羌との貿易も行はれたけれども、物産は多からず、民間經濟の發達は遠く四川に及ばず、而も一方には鹽鈔といふ有價證券の流通もあつて、必しも交子の如き貨幣を必要とせず、而して陝西官憲はもともと財政上に利用せんが爲めに交子を設けたのであるから、収入の増加を急ぎ、其の施設の堅實を缺いたといふこと、此れが陝西に於ける交子使用の遂に成功を見なかつた理由であらう。それにしても屢僵れて屢起り、一般には行はれずとも部分的にはかなり行はれることもあつたのは、ともかくも四川交子の信用を背景とし、且つ四川商人が川陝の間に往來して貿易に従事し、成都交子務の陝西援助を容易ならしめたことに因るのであらう。

註

1 陝西は太宗以來一路とせられたが、仁宗慶曆元年、其の緣邊を分かつて秦鳳・涇原・環慶・鄜延の四路とし、ついで神宗熙寧五年、新に熙河路を置いて、緣邊を五路とし、各々經略安撫使を置き、同時に陝西全體を永興軍・秦鳳の二路とし、路毎に轉運使及び提點刑獄を置いた。是に於いて陝西は軍事的に五路（但し緣邊だけ）と爲り、行政的には二路と爲つたが、しかし陝西路といふものが罷められたのではなく、永興軍秦鳳二路は合せて陝西路と認められ取扱はれたのであつた。茲に陝西といふ

のは勿論陝西全體をさす。

23 取は恐らく聽の誤であらう

4 秦州は今の甘肅省渭川道天水縣。渭州は同省涇原道平涼縣。

5 益州は宋の初より以來、或は州とせられ、或は府とせられたが、仁宗の治世中には、嘉祐五年までは州とせられ、此の年升せられて府と爲り、爾來長く成都府と稱した。今の四川省西川道成都縣であることはいふまでもない。

6 嘉州は今の四川省建昌道樂山縣。邛州は同省建昌道邛崃縣。

7 史學雜誌第四十五編第一號、加藤「官營と爲りたる後の益州交子制度」

8 王韶が、初、提舉蕃部兼管田市易とせられ、ついで同提舉とせられたのは、秦鳳路都鈐轄向寶との權衡を考慮しての事であつた。向寶は、是れより先、都鈐轄を以て管勾蕃部を兼ねて居たので、王韶の下風に立たしめるのを不倫と爲し、改めて寶を提舉とし、韶を同提舉としたのであつた。

9 熙河路は甘肅省蘭山道臯蘭縣(舊蘭州府)の南方一帶に當る。治所は熙州で、今の同道狄道縣。

10 長編の二字は此の文が續資治通鑑長編に據つたことを示すものである。但し今の長編は元祐八年七月より紹聖四年三月まで缺けて居るから、此の文も載せられて居ない。

11 哲宗朝に於いて陝西に交子を用ひた時期に關聯して一應述べて置かなければならないのは、續資治通鑑長編卷五十二元符二年七月癸卯の條に見える涇原經略使章案の上奏文のことである。此の上奏文には先づ鐵錢の市價下落を救ふ爲め鼓鑄を精ならしむべきことを強調し、次に「勘會兩川有見行鐵錢。有交子。可以濟擊遠行。今若精選有心力可倚辦官。依倣西川體式。推行交子之法。庶幾少有補焉」と云ひ、西川の制に倣つて陝西に交子を行ふべきことを説いてゐる。而して長編の編者の記するところに依れば、章案の建言は用ひられなかつたやうである。此の章案の云ふところと四川よりの交子提供とは全然別個の事であらう。章案は四川よりの交子提供に憚らず、陝西獨自に四川に倣つて信用ある交子を發行しようとしたものと認むべきである。

章案が元符二年かゝる建議を爲したといふことは、是れより先き、四川から交子を提供したことと撞突するものではあるまい。

12 茶馬司は四川の茶を以て西羌の馬に易へることを掌るもので、初めて此れに任ぜられたものは王翺であつた。その茶には主として雅州名山縣の産を用ひた。

13 湟州は今の青海省西寧縣東南、鄯州は今の西寧縣。廓州は西寧縣の南。

14 籍の字は、至正本・南監本・殿本いづれも籍に作つて居るが、しかし此れは籍の誤であらう。

15 此の文と同じ記述が文獻通考卷九錢幣考二にも見えて居る。其れにもやはり籍の字が用ひられて居る。

16 河東路では、熙寧二年十一月、潞州に交子務を置いて交子を發行したが、翌年七月に至つて之を罷めた。交子を行つたのは鐵錢運搬の不便を省く爲めであり、罷めたのは、其れが元年以來行はれつゝあつた商人をして糧中を入中せしめ償ふに禁及び鹽を以てするの制度を妨げた爲めであつたと云はれて居る。熙寧九年、知太原府韓絳は再び河東に交子を行はんことを請うたが聽されなかつた。此等の事は宋史食貨志下三會子、下七禁、文獻通考錢幣考二、續資治通鑑長編卷二一三及び二七九、九朝編年備要卷一八等に見えて居る。